**募集期限：令和３年８月11日（水）午後５時必着**

**「北栄町過疎地域持続的発展計画（素案）」にご意見をお寄せください**

令和３年４月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（過疎法）」が施行され、北栄町の大栄地区が新たに過疎地域に指定されました。

北栄町では、過疎法に基づいて「北栄町過疎地域持続的発展計画」を策定します。このたび、計画素案を作成しましたので、皆様のご意見をお寄せください。

|  |  |
| --- | --- |
| 募集内容 | 北栄町過疎地域持続的発展計画（素案） |
| 募集期間 | 令和３年７月15日（木）～令和３年８月11日（水） |
| 提出方法 | ・「意見応募用紙」または任意の様式に住所、氏名、電話番号を明記してご提出ください。・ご提出は、下記の応募先に直接ご持参いただくか、郵送、ファクシミリ、電子メールでお寄せください。 |
| ビジョン案・募集用紙設置場所 | 企画財政課（大栄庁舎）、北条支所総合窓口（北条健康福祉センター）中央公民館、中央公民館大栄分館、図書館、北栄町ホームページ |
| ご意見の取扱い等について | ・電話、来庁等による口頭でのご意見はお受けできません。・お寄せいただいたご意見は、個人情報を除き、町ホームページ等で公開することを前提としておりますので、あらかじめご了承ください。・お寄せいただいたご意見への個別の回答は行いません。・ご意見のより具体的な内容を確認するため、連絡させていただく場合があります。・個人情報（氏名、住所及び電話番号）は、この意見募集以外の目的では使用いたしません。 |
| 応募先 | 北栄町役場　企画財政課　政策企画室住所　〒689-2292　北栄町由良宿423番地1電話　0858-37-5864　ファックス　0858-37-5339電子メール　kikaku@e-hokuei.net |

**募集期限：令和３年８月11日（水）午後５時必着**

**「北栄町過疎地域持続的発展計画（素案）」　意見応募用紙**

【応募先】北栄町役場　企画財政課　〒689-2292　北栄町由良宿423-1

（電話）0858-37-5864　（ファックス）0858-37-5339　（電子メール）kikaku@e-hokuei.net

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ |  |
| 氏　　名 |  |
| 住所等 |  |
| 電話番号：　　　　　　　－ |
| メールアドレス（任意）： |
| （ご意見） |

ご意見ありがとうございました。

○個人情報（氏名、住所、電話番号及びメールアドレス）は、この意見募集以外の目的では使用いたしませんが、ご意見のより具体的な内容を確認するため、ご連絡させていただく場合があります。

○お寄せいただいたご意見は、個人情報を除き、公開することを前提としております。あらかじめご了承ください。